

福岡地方裁判所 御中

飯塚事件の第二次再審請求書で、積極的な証拠開示をおこない再審開始決定をもとめる要請書

飯塚事件は、1992年の事件発生から30年、2008年の久間三千さんが死刑執行されてから14年が経過しました。

こんなにも長い時が経過しているにもかかわらず、飯塚事件の死刑判決と久間さんの死刑執行への社会的関心は高いものがあります。

その関心は、NHKの3時間に及ぶ特別番組（2022, 4, 23）のサブタイトルにもなっている「死刑に処された人物は真犯人だったのか？」という点にあります。

それは、「被告人と犯行との結びつきを証明する直接証拠は存在せず、情況証拠によって証明することのできる個々の情況事実は、そのどれを検討してみても、単独では被告人を犯人と断定することができないのである」（福岡地裁死刑判決・1999, 9, 29）にもかかわらずだされた「死刑判決」に対する国民の「合理的な疑問」です。判決は、今日まで「合理的な疑問」を超えていません。

この間、DNA鑑定の信用性は完全に崩壊しました。八丁峠の目撃供述の疑問は残されたままです。国民の死刑判決に対する「合理的な疑問」は大きくなるばかりです。

無辜の市民を死刑に処した深刻かつ重大で理不尽な本件は、再審によって久間さんの名誉回復と事件の真実を明らかにすることがもとめられています。

貴裁判所が、警察・検察の捜査記録などの手持ち証拠を積極的に取り調べ、再審開始決定をだされるよう心から要請します。

2022年 月 日

氏名	住所

【署名の送付先】 〒810-0041 福岡市中央区大名2-2-51-403

飯塚事件の再審をもとめる福岡の会

日本国民救援会福岡県本部

TEL/FAX 092-713-0144